

射水市監査委員告示第 15 号

財政援助団体等監査（指定管理者監査）結果の公表について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき、令和2年11月に実施した財政援助団体等監査（特定非営利活動法人ワーカーズコープ）の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年11月19日

射水市監査委員 村上 欽哉

射水市監査委員 折橋 清弘

射水市監査委員 堀 義治

# 財政援助団体等監査結果報告書

## 1 監査の対象 [ 所管課 ]

公の施設の指定管理者監査

特定非営利活動法人ワーカーズコープ

[ 農林水産課 ]

## 2 監査の実施日

令和2年11月10日(火)

## 3 監査の期間

令和2年10月23日から令和2年11月10日まで

## 4 監査の範囲(令和元年度)

平成31年4月1日から令和2年3月末日までに執行された事務事業のうち、指定管理料に係る出納その他の事務

## 5 監査の方法

監査対象となる財政援助団体等の事務事業について、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、協定書に基づき施設の管理が適切に行われているかを提出された監査資料を審査し、関係書類の調査と関係職員に説明を求め、監査を実施した。

## 6 指定管理団体の概要

名 称	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
代 表 者	代表理事 田 嶋 羊 子
所 在 地	東京都豊島区東池袋一丁目44番地3 I S P池袋タマビル

## 7 指定管理施設の概要

施 設 名	大門コミュニティセント 及び大門農村環境改善センター
所 在 地	射水市串田 1395 番地
基本協定締結日	平成 30 年 1 月 22 日
指 定 期 間	平成 30 年 4 月 1 日 ~ 令和 3 年 3 月 31 日
所 管 課	農林水産課
管理業務委託料	16,179,000 円 ( 令和元年度 )

## 8 監査の結果

監査の結果、当該公の施設の指定管理に係る出納その他の事務処理は、概ね適正に行われていたものと認められるが、次の事項について措置又は検討されたい。

なお、その他改善を指示した軽易な事項については記述を省略した。

○ 意見

- ( 1 ) 施設の老朽化が著しいことから、設備等の定期点検結果や日々の些細な異常も日頃から所管課に報告・相談し、突発的な故障等に早急な修繕等の対応ができるように備え、長期の休館など利用者に迷惑が掛かることの無いよう適切な施設管理に努められたい。

( 農林水産課 )